

5 財産及び債務の取扱い

5-1 財産区等

- (1) 新しい財産区は設置しない。ただし、一の宮町の財産区についてはそのまま存続し、事務についても新市に引き継ぐものとする。
- (2) 部落有林等（純部落有林を除く。）については、出来る限り実態を調査した上で合併までに調整するものとする。
- (3) 行政財産については、新市に引き継ぐものとする。

普通財産の山林・原野については、その保全に努め、使用・処分等の権利関係については、合併前の旧町村の旧慣行を適用し、新市に引き継ぐものとする。

5-2 基金等

- (1) 有価証券・出資権利については、新市に引き継ぐものとする。
- (2) 国民健康保険関係基金以外の基金については、平成14年度決算後の標準財政規模のそれぞれ15%を持寄るものとする。
- (3) 債務については新市に引き継ぐものとする。

6 新市建設計画

- (1) 新市建設計画は、別添「阿蘇市建設計画」に定めるとおりとする。

7 議会議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併後2年間、引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 新市においては、公職選挙法第15条第6項の規定により現在の一の宮町、阿蘇町、波野村をそれぞれ区域とする選挙区を設置するものとする。
- (3) 選挙区の設置は1期限りとし、各選挙区ごとの議員定数は、現在の一の宮町8人、阿蘇町15人、波野村3人とする。また、2期目以降は選挙区は設置せず全市一選挙区の定数26人とする。
- (4) 投票所の見直しや開票所の選定については、合併までに調整する。

8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

(1) 農業委員会の設置について

新市に1つの農業委員会を設置する。

(2) 農業委員会の選挙による委員の定数について

新市における選挙による委員の定数は30名とする。

(3) 農業委員会の選挙による委員の任期について

3町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8